

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年 8月16日
発信課	子育て支援部こども育成課
担当者	工藤
連絡先	電 話 0166-25-9106
	FAX 0166-26-5722
	E-mail kodomokusei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 <b>募集</b> 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	平成28年8月19日(金) ~ 9月15日(木)
発表項目 (行事名)	旭川市子育て支援員研修第1期受講者募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>このことについて、本年度、旭川市で開催する「子育て支援員研修」の受講者募集を次のとおり行いますので、本件の取材・報道に御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>1 目的 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育や子育て支援事業等の担い手となる人材がますます求められています。そこで、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、地域において保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方を対象として、「子育て支援員」を認定する研修を実施します。</p> <p>2 対象者 地域において保育や子育て支援などの仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業などの職務に従事することを希望する方。(この研修を受講することによって、保育士等の資格をお持ちでない方でも保育や子育て支援分野の事業に従事することが可能となります。)</p> <p>3 受講申込期間 平成28年8月19日(金)から9月15日(木) 当日消印有効</p> <p>4 申込方法 こども育成課(7条通10丁目第2庁舎5階)や市のホームページなどにある受講申込書に記入し、郵送又は直接こども育成課へ ※申込多数の場合は抽選とさせていただきます。</p> <p>5 研修場所等 旭川市子ども総合相談センター(旭川市10条通10丁目)</p> <p>6 受講料 無料(コースによってテキスト代や実習費用が必要)</p>

	<p>7 研修日程等  詳しくは別紙「旭川市子育て支援員研修第1期受講案内」をご覧ください。</p>
添付資料	<p><input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無  <small>(有・無のいずれかを囲むこと。)</small>  ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

# 旭川市 子育て支援員研修

平成28年度 第1期受講案内

みんなde子育てASAHIKAWA



**受講料 無料** (ただし、コースによってはテキスト代や実習費用が必要)

株式会社 ニチイ学館



やさしさを、私たちの強さにしたい。

※この研修は、(株)ニチイ学館が旭川市より委託を受けて実施します。

# 子育て支援員のいろいろQ&A

## なぜ子育て支援員が必要なの？



H27年度4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、地域において保育や子育て支援事業の担い手となる人材がますます求められています。

このため、旭川市では保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、その分野で働くことを希望する方を対象に必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を認定する研修を実施します。

この研修を受講することによって、保育士等の資格をお持ちでない方でも保育や子育て支援分野の事業に従事することが可能となります。育児経験を活かしたい方など、多くの方の受講をお待ちしています。

## 子育て支援員って？



国が定めた研修（「基本研修」及び「専門研修」）を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技能等を修得したと認められる方のことです。

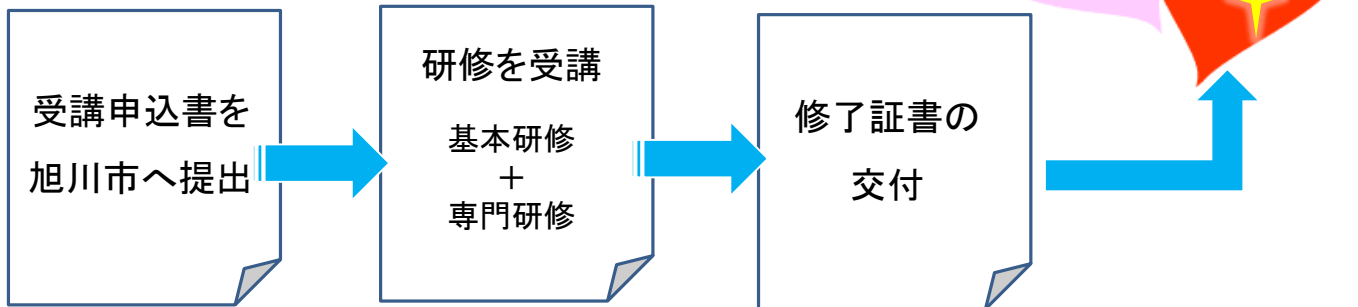
旭川市が本研修の修了者を、全国共通の「子育て支援員」として認定します。（国家資格ではありません。）

※本年度、旭川市では国が定める子育て支援員研修のうち、「地域型保育コース」と「一時預かり事業コース」、「放課後児童コース」の3つの専門コースを各2回ずつ開催します。（第2期の開催につきましては、今後、別途ご案内いたします。）



# 子育て支援員のいろいろQ&A

子育て支援員になるためには？



どんなコースがあるの？



地域保育 コース	地域型保育	保育所，小規模保育事業等において保育士の資格をお持ちでない方が保育などに従事するコースです。
	一時預かり 事業	保育所や幼稚園において，家庭で一時的に保育を受けられなくなった児童の預かりを行う一時預かり事業に従事する方のコースです。

放課後児童コース

放課後児童健全育成事業（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し，放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する）に従事する放課後児童支援員の補助者として従事する方のコースです。



# 旭川市子育て支援員研修の各コースの内容・定員等



コース名		定員	内 容	科目数・時間数			
地域保育 コース	地域型保育	小規模保育事業 (保育従事者)	定員6～19人の少人数の子どもを対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。	① 基本研修 8科目 8時間	② 共通科目 11科目 15時間		
		家庭的保育事業 (家庭的保育補助者)	1期 35名			保育者の居宅や他の場所等で、定員5人以下の少人数の子どもを対象に、より家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。	③ 6科目 6.5時間 +2日間
		事業所内保育事業 (保育従事者)	2期 35名			会社の事業所の保育施設でその会社の従業員の子どもや地域の子どもの保育を行う事業です。	
	一時預かり事業 (保育従事者)	1期 25名	保育所や幼稚園において、家庭で一時的に保育を受けられなくなった児童の預かりを行う事業です。			④ 6科目 6.5時間 +2日間	
放課後児童 コース	放課後児童クラブ (補助員)	1期 20名 2期 20名	放課後等に保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。		⑤ 6科目 9時間		

## 旭川市子育て支援員研修 第1期日程

コース・研修名	研修日程		研修時間
	第1期	第2期(予定)	
①子育て支援基本研修	平成28年10月13日(木)	平成29年1月11日(水)	9:00～18:00
②地域保育コース・(共通科目)1日目	平成28年10月14日(金)	平成29年1月12日(木)	9:00～18:00
②地域保育コース・(共通科目)2日目	平成28年10月17日(月)	平成29年1月13日(金)	9:00～18:00
③地域型保育・(選択科目)	平成28年10月18日(火)	平成29年1月16日(月)	9:00～16:30
④一時預かり事業・(選択科目)	平成28年10月19日(水)	平成29年1月17日(火)	9:00～16:30
⑤放課後児童コース・(選択科目)	平成28年10月20日(木)	平成29年1月18日(水)	13:00～17:30
⑤放課後児童コース・(選択科目)	平成28年10月21日(金)	平成29年1月19日(木)	13:00～17:30

※③④については研修終了後、2日間の見学実習があります。

お問合せ先

株式会社 ニチイ学館 札幌支店  
教育・保育事業 保育課

TEL (011)221-8562 (平日9:00～17:15)



# 平成28年度 旭川市子育て支援員研修 第1期 受講申込書

申込受付期間  
8/19(金)～9/15(木)

ふりがな		性別
氏名		男・女
生年月日	昭和 平成 年 月 日生( 歳)	修了証の発行等に必要です。 正確にご記入ください。
住所	〒 北海道	受講票及び修了証書の宛先 になるので、番地まで正確に ご記入ください。
電話番号	(自宅もしくは携帯)	事務局から日中に問合せる 事があります。
勤務先		
基本研修	平成28年10月13日(木)	
<b>受講を希望する研修・コースに○をつけてください。</b>		
専門研修	地域保育コース共通科目 平成28年10月14日(金)・17日(月)	地域型保育 平成28年10月18日(火)
		一時預かり事業 平成28年10月19日(水)
	放課後児童コース 平成28年10月20日(木)・21日(金)	
同意欄 (地域型保育 コース又は一 時預かり事業 受講者のみ)	子育て支援員研修における普通救命講習の受講に際し、旭川市消防本部へ氏名及び生年月日の提供につ いて同意します。 氏名 印	
備考 保有資格など		

## ※注意事項

- (1)基本研修は有資格者(保育士、社会福祉士の有資格者は免除が可能です。)免除希望者は、備考欄に保有資格を記入の上、その資格を証明する書類の写しを提出してください。
- (2)専門研修は、基本研修を修了した方が対象となります。
- (3)定員を超過した場合は抽選での選考となり、受講できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (4)申込みは、郵送(郵送の場合は当日消印有効)又は直接こども育成課への提出となります。
- (5)受講決定後に、受講決定通知を9月下旬位までに、ご自宅へ郵送いたします。
- (6)本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、主催者からの各種連絡、情報提供以外には使用いたしません。
- (7)開催場所は、『旭川市子ども総合相談センター』(旭川市10条通11丁目)となります。  
駐車場がない為、公共交通機関でお越しいただく事となります。

受講申込み先

旭川市  
子育て支援部こども育成課こども事業係  
〒070-0037 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階  
TEL (0166)25-9106(平日8:45～17:15)  
FAX (0166)26-5722